平成 29 年度 福岡市女性活躍推進会議 (第2回)議事録

日時 平成30年1月16日(火) 15:30~17:00 場所 福岡市男女共同参画推進センター・アミカス 1階 応接室

会議次第

- 1. 開会
- 2. 議事
 - (1) 福岡市・福岡市女性活躍推進会議 主催事業の報告

開催日: 平成 29年11月27日(月)13:30~17:00

名 称:「女性活躍推進法 一般事業主行動計画策定支援セミナー 特別編 ~仕事と介護の両立支援~」

- (2)企業,団体,行政等における女性活躍推進についての連携 (情報交換及び意見)
- (3) その他
- 3. 閉会

議事要旨

1. 出席委員 12名

中芝委員, 浦部委員, 藤河委員, 池内委員, 勝又委員(代理出席) 高鍋委員, 相本委員, 北村委員, 上瀧委員, 甲斐委員, 今村委員 高本委員

- 2. 傍聴者 なし
- 3. 議事概要

議題(1)福岡市・福岡市女性活躍推進会議 主催事業の報告

事務局:(資料6を説明)

議題(2)企業,団体,行政等における女性活躍推進についての連携

○事務局 :(資料5を説明)

○委 員 :「女性リーダー育成研修(全3回)」と「女性リーダー育成研修・ステップア

ップ編」について、それぞれの受講時間と、受講内容はどうなっているか。

○事務局 : 受講時間は、いずれも 10:00~17:00 である。

参加者は企業から社員を派遣していただいている。企業でリーダーとして活躍するために必要な知識、スキル等を実践的に学ぶ内容で、「女性リーダー育成研修(全3回)」をさらに深めてもらうために、「女性リーダー育成研修・ステップアップ編」を開催している。

○委員:「女性リーダー育成研修」には、毎年、当社から4名程を参加させていただいている。市の広報が遅かったように思う。参加希望者が7~8名で、人選にも時間を要するため、早めの広報をお願いしたい。

- ○事務局 : 早めの広報に努めたい。
- 〇座 長 : 就職支援セミナー「女性のための就職応援プログラム」について、参加者の うち、就職した人は何名か。
- 〇事務局 : 今年度については、まだ把握していない。平成 28 年度は、参加者 38 名中、 ハローワークを通じて 17 名が就職された。なお、すぐにでも就職されたい人 は、本セミナーを受講するよりも、直接、ハローワークに行かれてあると思わ れる。
- 〇座 長 :「一般事業主行動計画」の策定支援について,受講した企業の計画策定の状況 はどうか。
- ○事務局 : 12 月現在, 計画策定中が4社, 今後, 計画策定予定が4社である。
- ○委 員 : 就職支援セミナー「女性のための就職応援プログラム」について具体的に聞きたい。パソコンなどの実技の習得もあるのか。
- ○事務局 : エクセル等のパソコン技術の研修は、別の事業で実施している。本セミナーは、履歴書の書き方等、就職活動に役立つ知識を学ぶ内容である。
- ○委員:履歴書の書き方等は、市がわざわざ実施するような研修なのか。
- ○事務局 : パソコン等のスキルアップ講座は、職業訓練協会と連携して、ワード、エクセル、パワーポイントや商業簿記、ファイナンシャルプランナー、色彩などの検定資格取得に向けた講座を実施している。
- ○委 員 :「女性の起業支援セミナー」について。実際に起業した人の人数は。また、業 種はどうなっているか。
- 〇事務局 : 起業者数について, 平成 27 年度実績では 33 名中 18 名 54%が 1 年後に起業している。業種については, 平成 24 年度に過去の修了生に対して行った調査では,「サービス業」34%,「小売・販売業」19%,「飲食業」10%,「印刷・出版業」5%,「その他」32%である。「サービス業」はリラクゼーション,美容,教室等,「小売・販売業」は手づくり雑貨等,「飲食業」はカフェ等である。
- ○委 員 :市が「女性活躍推進事業」をこれだけ多く実施していることは知らなかった。 事業の広報はどのように行っているのか。
- ○事務局 : 市政だよりや市ホームページへの掲載, チラシの作成・配布, マスコミへの 資料投げ込み等を行っている。
- ○委 員 : 市の研修事業では, 託児は行っているのか。また, 参加者から託児の要望は あるか。
- ○事務局 : アミカスには子どもの部屋があり、主催事業は全て託児を行っている。

- ○委 員 :「女性の起業支援セミナー」について、プチ創業が多いと思うが、資金を借り ての創業はあるか。
- ○事務局 :「女性の起業支援セミナー」は、本格的に起業を目指している人を対象として おり、資金計画なども扱っている。プチ創業については、「HAPPY 女子マーケット」という事業でセミナーを実施している。
- ○委 員 : 私も「女性の起業支援セミナー」の受講者である。起業は、継続がむずかしい。起業した人にその後のフォローは行っているか。
- ○事務局 : アミカスでは、平成 6 年度から毎年、「女性の起業支援セミナー」を実施しており、アンケート調査でフォローアップを望む声が多かったことからフォローアップ講座を実施したが、参加者が少なかった。すでに起業している人は個別指導のニーズが高いようである。
- ○委員:(資料8を説明)

る。

福岡商工会議所では、「福岡女性起業塾」を日本政策金融公庫、福岡県信用保証協会、福岡市様との共催で、来月(2月)に開催予定しています。定員は15名ですが、すでに、募集は終了しています。このほかにも、市内の金融機関との共催で創業支援セミナー等を実施している。

- 〇座 長 : 事業の開始はいつからか。応募者数及び受講者の起業の状況はどうなっているか。
- 〇委 員 : 女性起業塾を現在の形で定期開催するようになったのは平成27年度から。 今回も定員の3倍くらいの応募をいただいている。これまでの受講者の約半数 の方が起業している。
- 〇委 員 :福岡県中小企業団体中央会(以下,中央会)では,「女性の大活躍推進福岡県会議」(以下,県会議)に支援団体として参加しており,県会議の「女性大活躍推進宣言」により,平成29年2月に自主宣言目標を登録した。県会議の活動については,周知や広報に協力している。 また,中央会の取組状況は,中央会の機関紙やメールマガジンに掲載してい

○委 員 : 拓新産業株式会社では、労働基準法を遵守し、30 年前から女性社員に限らず、男女ともに社員の待遇に配慮している。社内研修を年間 10 回以上実施しており、育児休業取得率は 100%、取得者数は年間延べ 3~4 人である。幸い、会社の向かいに保育園があり、仕事と子育ての両立に支障はないようである。また、有給休暇取得率 100%、残業 0 時間で、女性も働き続けることができ、キャリアアップにつながっていると思う。

○座 長 : 全国から講師依頼があっているようだが、各地での印象はどうか。

○委 員 :講師依頼は年間 50 回,中には,個別に企業からの依頼もある。 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を進めていくには,トップ(経営者)の意識が最も重要である。しかし,計画策定セミナー等の参加者の多くが総務担当者であり、トップ(経営者)に計画策定の意義を伝えること が難しいのではないかと思う。

○委員: 当社が関わっている3事業と、保育事業について紹介したい。

1 つ目が「一般社団法人九州ニュービジネス協議会」の「女性起業家塾第六期セミナー」。平成30年1月~3月に全5回で実施。応募要件は「従業員を雇用し、当初の売上目標が3,000万円~3億円の人」及び「事業計画があり、平成30年度の起業を考えている人」。どのように収益を上げていくかを課題にしている。

2つ目は、経済産業省の「The Wonder 500[™]」(ザ・ワンダー・ファイブハンドレッド)。日本が誇るべき優れた地方産品を選定し、世界に広く伝えていくプロジェクトで、平成 28 年度から受託し、メンターとして女性の起業家を支援している。

3つ目は、九州経済連合会の「少子高齢化・雇用委員会」。平成29年度は、人口減少・少子高齢化社会における労働力不足を解決するため、女性、外国人、高齢者の活躍促進、若年者の雇用の充実、多様な働き方の推進と人材育成・教育等による働き方改革の推進に向けた企業対応を促進することを事業目的としている。女性経営者・女性管理職が九州を動かすくらいの気概で企業支援を行っている。

最後に、平成28年4月に新設された内閣府の「企業主導型保育事業」について説明したい。企業主指導型の保育所(以下、企業内保育所という)は、位置づけは認可外保育所だが、整備費の4分の3を国が補助し、保育の受け皿として国は整備を進めている。

平成 29 年度の企業内保育所の開所数は、福岡県内では 16 力所、うち、福岡市内では 10 力所の予定である。保育士の数が少ないために開設できない状況から、保育士の確保が課題である。認可保育所同様、認可外の企業内保育所についても保育士の処遇改善手当の検討を国に要望していきたい。

○委 員 :日本政策金融公庫では、トップである総裁が 8 年前に、「女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図る」と宣言している。全国的には、「転勤特例」や「フレックスタイム」の導入、九州の支店では、支店長が自分の考えを職員に浸透させるために「イクボス宣言」を行うなど、女性活躍を推進する取組を行っている。また、福岡支店では、「女性の大活躍を推進するチアアップミーティング」や、福岡西支店との共催で、女性起業家を支援する「福岡県よろず支援拠点との共催セミナー」を開催するなど、地域に根差した活動をしている。

○委 員 :(資料 10 を説明)

女性活躍推進に向けた取組には、トップからの指示、現場での改革、制度・ 施策面での支援が必要である。

福岡銀行では、平成30年4月に企業内保育所を新設予定である。平成28年度に出産後、復職を予定していた社員46名中、25名が保育所に入所できず、育児休業を延長せざるを得ないケースがあった。そこで、待機児童が多い福岡市内において、0~2歳児を対象に企業内保育所を開設することとした。同企業内保育所が併設される支店の支店長は、子育て経験のある女性であることから、若手女性行員、育休中の行員を対象とした勉強会を同支店の会議室で開催し、カリキュラムに支店長の経験談や保育所見学を組み込むなどして、この施設を「仕事と子育ての両立の発信基地」として活用したいと考えている。保育所のニーズは高いものの、企業内保育所を当行単独で他地域に展開するの

は難しいため、今後は他企業と保育所を相互利用したり、共同運営することも検討していきたい。

- ○委 員 : 新聞社では長時間労働の問題などもあり、女性活躍推進に課題も多い。しかし、一昨年に多くの女性社員が結婚などを理由に次々と退職した苦い経験から、会社の取り組みもかなり真剣になってきている。退職した女性社員から聞き取り調査を行い、分析して内容を公表するなどして働き続けられる職場を模索している。以前はタブーだった「夫婦で同じ職場」、転勤への配慮といった事にも柔軟に対応するようになってきている。だが、決定的な処方箋はない。昨夏、福岡銀行が初めて開いた地場企業の女性たちの異業種交流会に参加した記者は、非常に良い刺激を受けていた。働く女性のロールモデルが社内になくても、他社を参考にすることはできる。この交流会のように、市内にネットワークを作り、中小企業なども参加できる仕組みができれば、互いに知恵を共有できるのではないか。
- 〇委 員 : 市立の小中学校・特別支援学校で働く教員には、最大3年間の育児休業を取得できる制度があり、女性の取得率は100%。一方、男性の育児休業取得は進んでいない。保育所に入れない待機児童の問題は深刻であり、子育てや介護のために退職している女性教員が多いことについては、見直しが必要である。
- ○委 員 : 平成 18 年度の「第3期科学技術基本計画」において、「女性研究者の活躍促進」が明記されたのを機に、文部科学省は、女性研究者支援のための補助事業を開始した。九州大学では平成 19 年に事業に採択され、ライフイベントで多忙な女性研究者が働き易くなるように、研究補助者を配置し、部局によっては1 限目の講義をはずしたり、会議時間を17 時までに短縮するなどの取組を行い、3年間国の補助金を得て、女性研究者の活動支援が進んだ。出産しても働き続けられるようになり、女性教員の数は200名から330名に増え、教員の女性比率は現在13%、目標は15%を目指している。

しかし、「女性教員が増えるとレベルが下がる」という根拠のない思い込みもあり、制度が整っても、男性の意識が変わらなかった。そこで、論文の数を男女別に分析してみたところ、(女性の業績も大きな戦力であることが明らかになり)女性教員の研究成果が見直された。今後も研究成果の可視化など、女性研究者を支援する取組を発信していきたい。

○委 員 :(資料 9-1 を説明)

福岡労働局では、福岡県、九州経済産業局と県内の労使団体等を構成員とする「チャレンジふくおか『働き方改革推進会議』」を設置し、地域での働き方改革等に向けて、次の4つの事項に協働して取り組んでいる。

- 1. 「長時間労働の是正」
- 2. 「年次有給休暇の取得促進」
- 3. 「非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善」
- 4.「女性の活躍促進と安心して働ける職場環境づくり」

学生や求職者の関心は、安心して働ける職場。中小企業も女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、「えるぼし」認定の取得などの仕組みも活用して、働きやすい職場づくりを是非アピールしていただきたい。

(資料 9-2 を説明)

福岡労働局では、より一層、中小企業における「働き方改革」を推進するため、福岡県社会保険労務士会、福岡県中小企業診断士協会、及び日本産業力ウ

ンセラー協会九州支部の4団体で共同宣言を行った。

(資料 9-3 を説明)

次期国会(第 196 回通常国会 平成 30 年 1 月 22 日開会)で、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案が提出される予定である。 (資料 9-4 を説明)

国の平成30年度予算の概算要求時の資料である。

(資料 9-5 を説明)

国の「平成30年度両立支援等助成金」である。下線箇所は拡充である。

○委員:(資料 7-1, 7-2 を説明)

市では、「ふくおか『働き方改革』推進企業認定制度」を新設した。人材確保の観点からも、「働き方改革」に的確に対応し、職場環境の改善に取り組むことが求められている。

また、平成30年2月福岡商工会議所主催・市共催で、中小企業向けに、人財発掘セミナー「眠る315万人から掘り起こせ!ママ人財の価値と活用の具体術」を開催する予定。フルタイムではない人財の採用手法について、事例を交えながら解説する。次年度も引き続き、働きたい人が働ける職場環境づくりのために、セミナーや個別支援を実施し、企業への働きかけ、企業振興に努めて行きたい。

- 〇座 長 :「ふくおか『働き方改革』推進企業認定制度」について,企業のメリットは何か。
- 〇委 員 : 平成 30 年度から中小企業融資制度で金利を 0.1%優遇する。また、市の 経済観光文化局が実施するコンペやプロポーザル方式等で加点する。
- ○委 員 :国にも女性活躍推進法に基づく「えるぼし」の認定等がある。例えば、スタンプラリーのようなものを考案し、国、県、市など様々な認定の取得を市として推奨してはどうか。
- 〇委 員 :市は後発であることから、「ふくおか『働き方改革』推進企業認定制度」については、国、県を参考に認定要件を定めた。今後も、ご意見をいただきながら、検討していきたい。
- 〇委 員 : 平成 29 年 12 月 25 日厚生労働省は、女性活躍推進法に基づき企業が行動計画や女性の活躍に関する情報公表を行うツール「女性の活躍推進企業データベース」について、スマートフォン版の運用を開始した。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等が努力義務となっている常時雇用する労働者が 300 人以下の企業においても、計画の策定・届出を促進していきたい。そのため、市の「ふくおか『働き方改革』推進企業認定制度」における企業の取組項目に、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出」を追加いただけないか、検討をお願いしたい。